法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者（法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに限る。以下この条において同じ。）又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

２　法第六十二条第三項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

第三十五条　［略］

様式第１

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第９条第２項の規定に係る確認申請書

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第９条第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］

２　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第９条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

［略］

４　規則第８条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。　□

５　株式の払込みの期日において規則第８条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第９条第１項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。　□

［略］

上記注意事項に同意する場合には、上記□内にチェックをつけること。

［略］

様式第２

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第１項の規定に係る確認申請書

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第９条第１項の規定に係る確認及び同規則第10条第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］

２　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第９条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

［略］

第三十四条　［略］

様式第１

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第２項の規定に係る確認申請書

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］

２　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第10条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

［略］

４　規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその他事前確認書の申請が行われた日の属する事業年度において事前確認書が不要になったときは、直ちに事前確認書を都道府県知事に返納すること。　□

５　株式の払込みの期日において規則第９条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段により規則第10条第１項の確認（以下「事前確認」という。）を受けたことが判明するに至ったときは、エンジェル税制の確認を受けられない旨、投資家に伝達すること。　□

［略］

上記注意事項に同意する場合には、上記□内にをつけること。

［略］

様式第２

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第11条第１項の規定に係る確認申請書

［略］

中小企業等経営強化法施行規則第10条第１項の規定に係る確認及び同規則第11条第１項の規定に係る確認を受けたいので申請します。また、裏面注意事項に同意します。

［略］

２　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事に中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）第10条第４項の確認書（以下「事前確認書」という。）を提出すること。　□

［略］